

## 地方機関の見直しに係る素案に関する県民の皆様からのご意見募集の結果 個別のご意見と県の考え方

番号	区分	ご意見(概要)	県の考え方
1	全体	<p>・ 個人的に、県行政はすべて本庁で処理するのが基本だと思う。業務内容ごとに、県庁よりも地方に出先機関を置いた方が、行政運営や県民にとって利便性が高いと判断した業務を出先機関で処理すべき。今の県の考え方は、縦割り行政の見直しを一切行わず、単に組織を変えているだけのように感じる。県民の望みはワンストップサービスであり、今のように本庁と地方の二重行政はすべきでないと思う。</p>	<p>・ 今回の見直しにおいては、県民サービスや業務の効率性の観点から現地に必要な機能は維持しつつ、集約化や広域化が可能なものについては積極的に集約化・広域化することにより効率化を図ることを基本としており、見直し後に残る地方機関はすべて現地に置いた方が利便性が高いものであると考えております。</p>
2	全体	<p>・ 素案を見て、見直しのイメージはよく分かったが、現行組織のデメリットと、見直し後のメリットが素案からは理解できなかった。過去の経験等を踏まえ、将来を見据えて、効率的で県民サービスが向上できるような組織作りを期待している。</p>	<p>・ 地方機関の見直しの背景の一つとして、行政改革の推進があることから、効率的な体制とすることを基本に考えております。</p>
3	全体	<p>・ 見直し案の骨子は、具体的な数字を示さないとよくわからない。組織名や数の変更が目的ではないと思う。同じ仕事を重複して配置するムダは排除すべきだが、重点課題に取り組み、人員をシフトすることが原因で人員削減が鈍るのはやむを得ない。一般の人に分かりやすい説明が必要であり、文字ばかりで部署名を変えているだけの印象がある。</p>	<p>・ 今回の見直しは、県民サービスや業務の効率性の観点から現地に必要な機能は維持しつつ、集約化や広域化が可能なものについては積極的に集約化・広域化することにより効率化を図ることを基本とし、人員や経費削減のためだけにやるものではないと考えておりますが、素案どおりの見直しを実現すれば、おおむね100人程度の人員削減、金額に換算して約10億円の削減が可能であると見込んでおります。</p>
4	全体	<p>・ 組織のスリム化と市民ボランティアの利用、公務員特権的仕事の見直し、縦割り行政・細分化した組織の連携強化、市民の社会貢献利用による管理費の見直し、人の活性化や非公務員化が必要。</p>	<p>・ ご意見の内容はすべて重要な要素であり、できるものについては今回の見直しでも取り組んでおりますが、今後とも引き続き努力してまいります。</p>
5	全体	<p>・ 人員の削減や所管の広域化などと書かれているが、無理をしたり短期間でこのようなことを行くと、サービスの質が低下するのではと思う。もっとゆるやかに進んでもよいと思う。</p>	<p>・ 今回の見直しにおいては、県民サービスや業務の効率性の観点から、現地に必要な機能は維持しつつ、集約化や広域化が可能なものについては積極的に集約化・広域化することにより効率化を図ることを基本としており、県民サービスの維持・向上を最優先にした内容となっております。</p>
6	全体	<p>・ 県は金がないことから、あらゆる行政の見直しを行っていることは良しとする。また、地方機関の見直しの内容は、県民生活へのサービスの低下や利便性を欠くことのないよう、かつ効率的運用など総合的に勘案した結果であると思う。公の施設を管理するための機関、試験研究機関22か所なども見直しの必要があるのではないかと。</p>	<p>・ 公の施設を管理するための機関及び試験研究機関についても、別途、指定管理者制度の導入や組織の活性化の観点から見直しに取り組んでおります。</p>
7	全体	<p>・ 国、県、市町村の各業務の競合部分を見直し・廃止が必要。また、インターネットを活用して人件費や設備費の削減見直しを図ることも必要。各種相談コーナーは国、県、市町村で重複するものがあり無駄になりやすい。県の仕事としてどうしても県民に必要な施設のみを設置すべきで思い切った改革が必要である。</p>	<p>・ 今回の見直しにおいては、県民サービスや業務の効率性の観点から現地に必要な機能は維持しつつ、集約化や広域化が可能なものについては積極的に集約化・広域化することにより効率化を図ることを基本としており、できる限りの合理化に努めております。また、地方分権の進展により、国、県、市町村の役割の見直しが必要となっておりますので、引き続きそのあり方を検討してまいります。</p>

8	全体	・ 見直しによるメリットをはっきりと示すべき。	・ 最も大きなメリットは、防災関係や相談業務など各地方機関の機能が向上することにより、県民の皆様のニーズに的確に対応できることだと考えます。また、地方機関の見直しは、人員や経費削減のためだけに行うものではないと考えておりますが、素案どおりの見直しを実現すれば、おおむね100人程度の人員削減、金額に換算して約10億円の削減が可能であると見込んでおります。
9	全体	・ 保健所や各事務所が市町村の役所も含めて1か所に集中していると住民も利用しやすいので、利便性の向上をお願いしたい。	・ 設置場所については、利用者の皆様のニーズ、業務遂行の利便性、コストなども含め総合的に勘案する必要があります。現時点で可能な限りの配慮をしておりますが、引き続きさらなる利便性の向上に努めてまいります。
10	全体	・ 地方機関の再編で、総合庁舎にある建設事務所、農林水産事務所、県税事務所は再編されず、県事務所だけが再編されるようだが、国のように総合庁舎で機関が違うものは理解できるが、総合庁舎に何人も所長が存在するのは納得いかない。	・ 行政分野は多岐にわたり、専門性の高い分野も多いことから、ある程度の行政分野ごとに機関を設置した方が効果的であり、責任ある迅速な対応が可能となると考えます。
11	全体	・ 組織の詳細な内容は分からないが、組織の縄張りの解消、行政窓口の受付を簡単にしてもらいたい。	・ 地方機関間の横の連携や県民窓口の維持・向上にも努めてまいります。
12	全体	・ 専門性も必要だが、幅広い仕事も必要で、需要の多いところにどんどん回し、暇な部署は削減するなど弾力的に組織運営を図るべきである。	
13	全体	・ 総花的にならず、今、何が最重要か優先度をつけて対応してもらいたい。	・ 今回の見直しにあたっては、県民サービスの維持・向上に努めながら、合理化が図られる部分については積極的に合理化を図りつつ、強化すべきところは強化する、メリハリのある見直しを行います。
14	全体	・ 「1.見直しの背景」中の「行政改革の推進」「現行県事務所体制の課題の解決」に対して、「新たな行政課題への対応」は矛盾しているように受け取れる。職員を減らして、事務を合理化した上で、新たな行政課題に対応できる余力が残るのかが疑問。	
15	全体	・ 行政機関の見直しは、本来考えるべきだとは思いますが、あまりにも事務所を削減するのは、本来の行政からかけ離れてしまうのではないだろうか。行政防災、環境保全、産業労働など広域で問題があり、もし相談に行ってもたらい回しにされるのでは、逆に問題だ。各市町村とかぶったりする事もあるだろうが、その市町村で対応してもらえない場合、県の行政もあると考えた方が、よりパブリックだと思う。	・ 今回の見直しにおいては、県民サービスや業務の効率性の観点から現地に必要な機能は維持しつつ、集約化や広域化が可能なものについては積極的に集約化・広域化することにより効率化を図ることを基本としており、必要な機能につきましては現地に残すこととしております。
16	全体	・ 行政のスリム化は必要なことだと思うが、スリム化によって市民・県民が不便な思いをしないようにしてもらいたい。	

17	全体	・ 今の不便を越えるだけのメリットがあるのか。事務所、機関、人員の統合・合理化は市民レベルで考えて欲しい。	
18	全体	・ 市町村合併により地方機関が統廃合されるのはわかるが、今まで近くにあったものが遠くになってしまうというのは、とても不便ではないだろうか。統合等により人員整理で人件費の見直しにはなると思いますが。	
19	全体	・ あちこちに統合という言葉が見受けられ、地域の隅々まで県民サービスが行き届くかやや不安。「県全体がくまなく同じように」とはいかないにしても、末端に県の情報が届かないということのないようにしてもらいたい。	
20	全体	・ 地方機関の統合は、県民サービスが手薄になる感じがする。	
21	全体	・ 県民生活の基本は安全・安心な暮らしであるが、本県の施設は他県に比べ恵まれており、県民の暮らしに役立っていることはありがたい。行政として、財政的な節約等見直すことも必要であり、県の出先機関等、人的にも統廃合による合理化を推進すべき。地方機関の業務の一部を市町村へ移管する方法もあるが、県民の利便性を考慮しながら十分検討を重ね着実な施策の実現を望む。	
22	全体	・ なるべく組織をスリム化してほしい。	
23	全体	・ 事務的な事務所はコンピューターの普及に伴い、人も減らして簡素化をどんどん進めて欲しい。	
24	全体	・ 行政の組織を統廃合し合理化することは大賛成。	
25	全体	・ 見直し案はきめ細かく多方面に渡り、改革しようとする意欲が感じられ、大変良いと思う。	
26	全体	・ 市町村合併に伴い、見直しを行うことはよいことだと思う。	
27	全体	・ 見直しの素案は大変時代に合ったものであり、賛成。特に、新たな行政課題でこころの問題や地震対策が明確にされており、住民には心強い。県事務所の再編についても市町村合併により市町村数が削減される中で力を入れていくところが明確になったものとして評価できる。	
28	全体	・ 見直しの素案通りで良いと思う。	

・ 今回の見直しにおいては、県民サービスや業務の効率性の観点から現地に必要な機能は維持しつつ、集約化や広域化が可能なものについては積極的に集約化・広域化することにより効率化を図ることを基本としており、必要な機能につきましては現地に残すこととしております。

・ 今回の見直しにおいては、県民サービスや業務の効率性の観点から現地に必要な機能は維持しつつ、集約化や広域化が可能なものについては積極的に集約化・広域化することにより効率化を図ることを基本としており、できる限りの合理化に努めております。

・ 見直しの目的が、実現するよう取り組んでまいります。

29	全体	・ 地方機関の見直しは良いと思う。大歓迎。	・ 見直しの目的が、実現するよう取り組んでまいります。
30	全体	・ 県事務所の見直しは大変良い案だと思う。	
31	県民事務所	・ 建設事務所、農林水産事務所、県税事務所、保健所は、業務がはっきりしているが、県民事務所の業務が本当に必要な業務なのか疑問視される。ほとんど本庁で対応できると思うが、なぜ3県民事務所にするのか理解できない。今の庁舎が新しいので、それを存続したいのかもしれないが、県民から見れば、パスポート業務は欲しいが、他の業務はいらない。	・ 県民事務所の所管する業務については、県民相談業務、廃棄物対策業務等すべて現地性が高いものであると考えますので、ご理解いただきたいと思います。
32	県民事務所	・ 「県事務所」「県民事務所」への変更は何の意味があるのか。目先を変える程度であればムダなこと。事務所、センター、グループということを県民が理解できるのか。「広域化」に対応しようとする姿勢からすれば疑問符がつく。県民の行動が広範囲に及ぶという広域化に対して、分かりやすい行政組織を作ることがポイントの一つになるのではないか。	・ 県民の皆様のニーズを踏まえ、県民サービスとの安心・安全の中核機関として「県民事務所」を設置したいと考えております。 新体制のスタートに向け、しっかりと広報を行うことにより、県民の皆様に不便を来たさないようにいたします。
33	県民事務所	・ 県民事務所はもっと具体的に「これまでよりもどういったサービス、便利な点がある」ことを示さないと、メリットがわからない。	・ 県民事務所は、県民サービスと安心・安全の中核機関と位置づけ、県民相談、防災など、県民の皆様の安心・安全を確保するための取組を強化してまいります。
34	県民事務所	・ 県事務所等を県民事務所等と名称変更するのは、「県民生活」を重視し、行政の上意下達的な在り方を改める姿勢を示そうとしていると思われるが、どれほどの意味があるだろうか。「事務所」「センター」等への変更は、組織の規模、所掌事務の範囲等から使い分けられるものと思われるが、住民側から見れば、使い分けの必要性は全く理解できない。組織の名称はできるだけシンプルであってほしい。行政需要や社会通念の変化もあり、統廃合は時期により必要で、今は特に抜本的改編の時期であり、「素案」は方向性も妥当であるが、名称については、住民側からの見地で検討されても良いと思う。	・ 県民サービスと安心・安全の中核機関としての位置付けをわかりやすく表すために、「県民」を名称に付すことといたしました。名称につきましては、組織の内容を端的に表すわかりやすいものとするよう努めており、県民の皆様が不便を来たさないよう、しっかりと広報も行っております。
35	県民事務所	・ 地方機関の見直しについて、名称はできるだけ今使っている「県事務所」という呼び方を残してほしい。今まで利用してきており、愛着があり、県の機関であることがはっきり理解できる。	
36	県民事務所	・ 大府市から新たな県民センターを利用しようとすると、半田まで出かけることになり不便である。市役所などへの出張サービスは考えられないか。	・ 知多県民センターは現在の知多事務所と同じ場所となりますので、現在より利便性が低下することはありません。また、女性悩みごと相談や児童相談については、市役所等での出張相談も行っております。今後も、県民の皆様のニーズを踏まえてさらなるサービスの向上に努めてまいります。
37	県民事務所	・ 現在7か所にある県事務所が、見直し後6か所に減り、小規模化するところがあるとのことだが、交通の便の悪い地域の人にも不自由がないように対策を考えてもらいたい。	・ 今回の見直しにおいては、県民サービスや業務の効率性の観点から現地に必要な機能は維持しつつ、集約化や広域化が可能なものについては積極的に集約化・広域化することにより効率化を図ることを基本としており、必要な機能につきましては現地に残すこととしております。
38	県民事務所	・ 総合事務所は尾張、西三河、東三河の3か所にしてもよいが、県の各部できれば各課の窓口機能を持たせた支所、出張所を県内各地に設置して欲しい。少なくとも12か所以上、特に公共交通機関の少ない山間部等には重点的に設置することを望みます。	

39	県民事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>海部県民センター、知多県民センター、豊田庁舎などでは、県民事務所と事案への決裁権、完結可否権限が異なり、単なる窓口とならないか不安。また、県民事務所が本庁の単なる経由機関にならないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常業務については、極力現地で完結するような体制といたします。</li> </ul>
40	県民事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>海部と知多の事務所を県民センターとすることについて、どちらも人口が多く、地域に県事務所を置くことは重要だと思う。なお、知多は市町村合併も行われておらず、統合する必要性が感じられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部管理事務等、合理化が可能な部分は尾張県民事務所に集約しつつ、通常業務については、県民センターで完結するよう必要な機能は維持しておりますので、ご理解いただきたいと思います。</li> </ul>
41	県民事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業労働課は極端に言うと小規模補助、工場立地、労働相談くらいしかないので、課として存続するのはポスト作りとしか思えない。また、労働相談業務は、事務所や職員の知識の差によって偏りがあるため、専属の相談員を配置するか、労働基準監督署に任せても良いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>素案の内容は、各地域の実情、業務内容、業務量を勘案して必要最小限の体制としております。労働相談業務は県にとっても労働者福祉向上のために必要な業務であることから、職員の能力向上も図りながら引き続きしっかりと取り組んでまいります。</li> </ul>
42	県民事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>県事務所を「県民事務所」、「県民センター」、「山村振興事務所」とする必要があるのでしょうか。違いがわかりづらいような感じがします。旧海部事務所、知多事務所、豊田加茂事務所は、何となく格下げという印象を受けます。たかが、事務所の名前とはいえ、結果的に県内での地域格差を印象づけることにならないか心配です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来のような全地域一律の体制ではなく、真に各地域に必要な体制を検討した結果であります。名称については、各地域の組織の位置づけを端的に示すものであると考えます。</li> </ul>
43	県民事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>名古屋市在住なのでよくわかりませんが、西三河が県民事務所一か所では住民の方が不便になるのではないのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊田加茂地域は西三河県民事務所の所管区域となりますが、県民生活プラザなど必要な機能については豊田加茂地域に存置し、住民の皆様の利便性は確保してまいります。</li> </ul>
44	山間地域振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>山間地域の振興強化というのに期待したいが、営業者の高齢化、後継者のへき地離れ等で、営業を継続するのが困難となる結果、地域の高齢者の食料調達が難しくなる。</li> </ul>	
45	山間地域振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>山間部の過疎化・高齢化等不安材料が多いので、地域格差をなくせるような行政を望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山村振興推進本部を中心として、総合的な施策展開を図ってまいります。</li> </ul>
46	山間地域振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方機関の見直しについて、特に町村の山間やへき地へ、行政の行き届かない点が多くある。特に高齢化社会がすすむ中で、医療と介護については、民間業者の金儲けの気配を行政がしっかりと目を光らせて欲しい。国、県、市町村それぞれの区分で仕事を行っており、重複・放置など、一元化されていない。住民本位の行政を進められるよう、地方機関の権限・行動力をもっと詰めてもらいたい。</li> </ul>	
47	山間地域振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村合併に伴い、へき地と都市部との格差(特に山間部)でサービスの低下が心配。県の行政もサービスの低下がないよう、きめ細かいサービスの提供をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の見直しにおいては、山間地域の振興強化を見直しのポイントの一つとしており、山間地域に配慮した内容となっております。</li> </ul>
48	山間地域振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>山村振興事務所と教育事務所設楽駐在所を設けられたことは高く評価できる。</li> </ul>	
49	山間地域振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>山村振興事務所の名称はいかにも寂れた地域の印象があることは否めない。奥三河県民事務所(センター)のような名称の方がわかりやすいと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の見直しにおいては、山間地域の振興強化を見直しのポイントの一つとしており、見直しの趣旨を端的に表す名称として考えたものであり、ご理解いただきたいと思います。</li> </ul>

50	山間地域振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奥三河地域は、分野別行政ではなく、県機能の総合化を進め、市町村行政、農林、建設、観光、教育、健康福祉などあらゆる分野を総括する中核的な組織を設置すべき。また、名称については、「新城設楽」ではなく、他の事務所が「東三河」と「西三河」の名称を使用しているバランス（東三河の一部を意味する）観点から、この地域を総称する「奥三河」とし、「山村」では、行政区域としての村をイメージするので、「中山間」等の用語で使用される「山間」とし、「奥三河山間振興事務所」としていただきたい。見直しの基本的な考え方に「山間地域の振興強化」を謳うのであれば、人事と予算の配慮が必要。特に、予算面については、山間地域に係る特別枠を設けて、県がこの地域に真剣に力を入れていることを前面に打ち出すことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山村振興推進本部を中心として、総合的な施策展開を図っていきたく考えています。また、名称につきましては、これまでの経緯や見直しの趣旨を端的に表す名称として考えたものであり、ご理解いただきたいと思います。</li> </ul>
51	山間地域振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山村部の強化はよい。外国人の窓口も強化したほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山間地域の振興については、見直しの目的が達成できるよう努力してまいります。また、相談窓口機能の強化についてもできるものから取り組んでまいります。</li> </ul>
52	保健・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 師勝保健所は江南保健所と合併してもよいのではないかと。また、食品衛生の仕事をしているが、保健所に毎年1回行かなければならないことはないかと、保健所の支所は不要ではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民サービス水準を維持するためには、保健所の本所は12か所を維持する必要があると考えます。また、保健所の支所については窓口機能に特化することとしております。</li> <li>・ 地域に必要な機能は維持しつつ、合理化が可能なものは積極的に合理化を図ってまいります。</li> </ul>
53	保健・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談機関を統合したらどうかと思う。児童相談センター、精神保健福祉センター、女性相談センターなど、仕事上連携をとらなければならない機関は多いと思う。虐待の問題やDVの問題を考えると、虐待者やDVをする側に精神疾患が伴っている場合が少なくない。また、虐待を受けた子どもやDV被害者のメンタルヘルス対策を考えると精神保健センターとの連携が欠かせないと思うが、現状では縦割りの弊害で円滑な連携が取られていないのではないかと。どこに相談していいかわからない場合が多いので、ここに相談すればほとんどの相談に乗れるような機関を1か所作るべきだと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それぞれの地方機関は、業務の効率性や住民の方の利便性、国の定めた設置基準などを勘案して設置しています。</li> <li>・ また、関係機関の連携につきましては、これまで連携強化に努めてまいりましたが、今後も一層円滑な対応ができるよう努めます。</li> </ul>
54	保健・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待を受ける子どもたちへの対応が手遅れにならないよう、すばやい対応ができるよう強化してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の見直しでは、より迅速な対応ができるよう、児童相談センターを尾張地区に増設することとしていますが、今後も引き続き児童相談センターの迅速性・専門性の強化を図ってまいります。</li> </ul>
55	保健・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てをしていると、保健所が一番身近だが、県の保健所は精神等で措置的なイメージがあり、身近に感じられない。専門性がはっきりすると、保健所が地域に密着した活動をしていた頃がとても懐かしく感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児検診など住民の皆様には身近な保健サービスは市町村、難病対策など専門性の高い広域的なサービスは県の保健所、という役割分担のもとで保健行政を遂行しております。</li> </ul>
56	保健・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待など保健・福祉面での力の入れ方は大変歓迎する。しかし、今やこころの問題といえど、パワーハラスメントや不登校など、労働問題、教育問題でもある。縦割り行政ではなく、横のつながりを重視して問題に当たってほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでも問題の解決のために関係各機関との連携に努めておりますが、より一層連携の強化に努めてまいります。</li> </ul>
57	保健・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健・福祉機能の強化はとてもよい。ただし、組織は今のままでもいいように思います。</li> </ul>	
58	保健・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見直し後、減少する機関が多い中、尾張地区に児童相談センターが1か所増設されるのは歓迎。見直しが役所のためのものだけでなく、県民にとって役立つ、改良されたものなることを期待する。保健・福祉分野に力を入れることで、社会的に弱い立場の人に役立って欲しい。乳幼児の虐待や独居老人などを助けるといった部分に、財政的にも人的にも配慮すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見直しの目的が実現するよう取り組んでまいります。</li> </ul>
59	保健・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健・福祉の迅速化には賛同する。</li> </ul>	

60	保健・福祉	<p>・ 保健所、児童（・障害者）相談センター、福祉事務所が分野別地方機関として独立・強化されるとのことだが、専門性の高い機関としての人材確保、人材育成が十分になされているか疑問である。</p>	<p>・ 組織の見直しだけでなく、必要な人員の配置及び職員的能力向上にもしっかりと取り組んでまいります。</p>
61	保健・福祉	<p>・ 保健所が市に1つしかないので、支所を多く作って、誰でも気軽に行けるようにしてもらいたい。また、設置する場所も、市町村に平等に増やさないという意味がない。</p>	<p>・ 県の保健所につきましては、広域的で専門性の高い保健サービスの提供という役割に基づき設置しているところですが、今後も地域の皆様のニーズを踏まえながら利便性の向上に努めてまいります。</p>
62	保健・福祉	<p>・ 保健・福祉分野の独立・強化ということで、保健所等の専門性・迅速性の発揮を実現していくとのことだが、素案では具体的なものが見えない。機関を独立させなくても、現状で強化していくことはできないのだろうか。組織改革よりも職員の意識改革が必要。</p>	<p>・ 保健・福祉分野につきましては、新型インフルエンザや自殺・ひきこもりといった複雑・困難化する事例に、より一層、迅速かつ的確に対応できるよう、現行のような別の地方機関の中に位置づけられた体制ではなく、分野別の地方機関として独立させるとともに、専門職員を集約化し体制強化を図るものです。</p> <p>・ また、組織の見直しだけでなく、引き続き職員的能力向上についてもしっかりと取り組んでまいります。</p>
63	保健・福祉	<p>・ 児童センターなどは、子どもや引きこもりも含めて若年層への対応ができるような施設とし、土日等も業務を行って欲しい。</p>	<p>・ 児童（・障害者）相談センターでは、18歳未満の児童に関するひきこもりを含めたあらゆる相談に応じており、現在でも緊急時には、土日等でも対応しております。</p> <p>・ また、今年度から新たに保健所において、ひきこもりの専門窓口を設置して対応しております。</p>
64	保健・福祉	<p>・ 保健・福祉分野の強化は是非進めてもらいたい。機関の整備後は、できるだけ広報を行い、多くの県民に知ってもらえるよう努力が必要。</p>	<p>・ 保健・福祉分野につきましては、より一層の専門性・迅速性が求められておりますことから、現行のように別の地方機関の中に位置づけられた体制でなく、独立した分野別の地方機関とすることにより、専門性・迅速性の強化を図るものです。また、新体制のスタートに向け、しっかりと広報を行うことにより、県民の皆様にご不便を来ささないようにいたします。</p>
65	保健・福祉	<p>・ 福祉事務所と児童相談センターを統合することになっているが、それで細かい問題まで解決できるのか、いじめの防止や心の問題を相談窓口で済ませるのではなく、積極的に訪問を行うなどして相談対応をしてもらいたい。</p>	<p>・ 福祉事務所と児童（・障害者）相談センターの統合は福祉部門の相談機能の強化を目的としたものであり、問題解決能力の向上が期待でき、また、訪問相談については現在も積極的に行っており、今後も引き続き積極的に行ってまいります。</p>
66	保健・福祉	<p>・ 保健所、児童相談センターを独立した地方機関とすることには賛成です。そもそも組織上、県事務所の内部に位置付けられていたことが、はっきり間違いであったことに気づいたのではないのでしょうか。</p>	<p>・ 保健・福祉分野につきましては、平成14年度の地方機関再編後の状況変化により、一層の専門性・迅速性が求められておりますことから、独立した分野別の地方機関とすることにより、専門性・迅速性の強化を図ることを目的としたものです。</p>
67	保健・福祉	<p>・ 保健所の本所（12か所）の設置を維持し、支所（9か所）を窓口業務だけとなると、今でさえ、県民に対するサービスが行き届かないのが、結局本所へ行ってくださいとなるように思える。見直し内容をみていると、まるで保健所の業務は、ここの問題だけのように扱われているが、私たち食品営業者にとっては、行政より、これほど「食の安全・安心」に神経を使うように指導されているのに、メンタルヘルスの部分も大事かもしれないが、生活のかかっている食品営業者の人口の占める割合とどちらが多いか考えてほしい。営業許可の更新にしろ、食品監視員の巡回にしろ、窓口業務だけでは手薄になるのは目に見えている。</p>	<p>・ 今回の見直しでは、支所の機能を本所に集約することにより、「食の安全・安心」のため監視指導業務を充実させるなどの機能強化を図る一方で、支所においては、利用者の皆様にご不便にならないように、各種申請の受付窓口や簡易な健康相談など、必要な機能について維持してまいります。</p>
68	防災機能強化	<p>・ 防災体制については、前回の地方機関見直しの際も増員等強化しており、具体的方法については前回の効果等の評価を十分行ったうえで検討すべきだ。「防災だから効果の検証は必要ない」というのは困る。災害時のために平時の体制を増員するなどの安易な方法によるべきではない。人員や資器材に予算の増額を要するなど行革に逆行するようでは本末転倒で、運用を工夫するなど「限られた人的・物的資源をいかに活用するか」の観点が大切だ。</p>	<p>・ これまでの地方機関見直しにおいても、課・グループの見直しなどによる防災力の向上に努めるとともに、毎年度、組織・事業について見直しを行ってまいりました。</p> <p>・ 今回の防災体制の見直しは、災害時の臨時的組織である災害対策本部機能の充実と市町村支援体制などを強化するとともに、平常時からの県と市町村との連携強化を図るため、必要な体制を整備するものです。</p>

69	防災機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>大地震が来る可能性が高いので、災害が少なくて済むように対応を考えて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の見直しにおいては、県内全域が被災地となる大規模災害にも対応できる体制を整備してまいります。</li> </ul>
70	防災機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回、新潟で地震が起き、率直に名古屋のような大都市で地震が起こった場合にはどうなるのが不安になった。実際に災害が起きた場合にどのように対応してもらえるのかを知りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時には第一次的には市町村が避難所の設置や物資の給与などの災害救助活動を行い、県は、被災市町村の活動が円滑に行われるよう支援し、また、市町村・他の都道府県・国をはじめとする防災関係機関との調整を行います。</li> </ul>
71	防災機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災についても、日ごろの対応や準備が地震の時には重要になると思われる。ライフラインへの対応や仮設住宅など具体的な行動が行政にないと市民も動かないと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害予防は、災害対策の最良の策であり、総合的・計画的に実施する必要があります。そのため、防災環境の整備に重点を置き、愛知県地域防災計画に基づいて、防災組織の整備、必要な物資及び資機材の備蓄、防災訓練の実施などに取り組んでまいります。</li> </ul>
72	防災機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>県機関の見直しにあたって、何よりも最優先、要緊急とすべきは「地震」に向かっの作業だと思われる。素案からは、地震対策について「検討します」とだけしか映らない。</li> </ul>	
73	防災機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>見直しの大きな柱の一つ「防災体制の強化」について、官民一体型の防災力強化を目指す側として、とても心強く期待感を持っている。全国での地震災害が起こる中で問われるのが、早急な行政機関の対応であり、地方事務所の在り方であろう。この「防災体制の強化」を実現してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震、東南海・南海地震が発生した場合には、県内のほぼ全域に甚大な被害が発生し、市町村の機能も大きなダメージを受けることが予想されます。そのため、本県の防災体制を大規模な地震災害も念頭に置いた体制に整える必要があります。</li> <li>今回の防災体制の見直しにあたっては、予想される広範・甚大な被害への対応、災害時の現場即応体制の強化、市町村に対する県の支援の強化、国の被災地支援体制との連携強化の4つの視点から見直しを行い、強化を図ることとしております。</li> </ul>
74	防災機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の見直しは防災体制の強化ということが一番の目的化と思われませんが、現在の7つの県事務所と改正案としては、具体的に何が違うのでしょうか。改正案でも県民センターに「県民安全防災課」は置かれますし、県民事務所の「防災保安課」と、どのように違うのでしょうか。どういうところが「防災体制の強化」になっているのでしょうか。その点がわかりづらいと思いますので、もう少しきめの細かい説明があるとよい。</li> </ul>	
75	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口、スクールカウンセラー、不登校生徒を受け入れてくれる高校の充実など、中学生・高校生の不登校生徒の増加に対する対応をしっかりとしてもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまででも、教育事務所において教育相談等により対応してきておりますが、引き続きしっかりと取り組んでまいります。</li> </ul>
76	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の地方機関再編で、新城設楽教育事務所設楽支所が「設楽駐在」という形で存続することと、この措置は北設楽郡の教育界には朗報だと思う。名称は「駐在」であっても、実質的な機能は現在の支所と同程度の機能を備えたものとしていただきたいと思います。</li> </ul>	
77	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県内に教育的格差を作り出さないためにも、全国に向けて発信できる教育実践を継続するためにも、「設楽駐在にはこれまでどおり、設楽支所と同数の指導主事を配置する」ことを、地方機関の見直しに反映するようお願いいたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山間地域支援のために必要な機能については、維持してまいります。</li> </ul>
78	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会に指導主事が配置されていない現状を考えると、郡内の教員の資質向上及び教育の充実を図るうえで、現支所同様の指導主事を配置していただきたい。</li> </ul>	
79	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育事務所の統合にあたり、山間地域支援のため、北設楽郡に東三河教育事務所の「設楽駐在」を設置されることはありがたい。隣接する新都市に設置される、同事務所の「支所」とも連携して、奥三河山間地域の教育振興のため、機能が充実することを期待している。</li> </ul>	

80	教育	・ 教育事務所が郡部の指導・相談のよりどころである。指導関係をぜひとも残して欲しい。	<p>・ 山間地域支援のために必要な機能については、維持してまいります。</p>
81	教育	・ 学校への指導助言する機関として、駐在所の人員の充実をお願いしたい。	
82	教育	・ 地方機関の見直しの結果、へき地での特に教育に関わる分野が削減されることが心配である。	
83	教育	・ 北設楽地区のように、学校が少子小規模化しているところでは、統括的に指導助言をする教育機関の継続運用が必要と考える。	
84	教育	・ 教育事務所の指導主事の配置については考えていただき、今と同様の先生方の人事配置をお願いしたい。	
85	教育	・ 新城設楽教育事務所設楽支所が駐在となると聞きましたが、今ある機能及び人員配置は、ぜひとも維持していただきたいと思います。	
86	教育	・ 山間地域の振興強化を図っていただけることは大変ありがたい。しかし、「教育」に限ってみると、ここ数年の間に、新城設楽教育事務所が新城設楽教育事務所設楽支所となり、今回の見直しでは「設楽駐在」となっているが、これは、教育行政の後退で、山間地振興に逆行するものです。次代を担う子どもたちを育てることにこそ最大の力を注ぐべきではないでしょうか。「設楽駐在」と名前は変わっても、教育格差が拡大することがないよう、子どもたちのためにご尽力をお願いしたい。	
87	教育	・ 今後、教育行政の広域化に繋がっていくことが懸念されます。そうなった場合、教育環境の地域差・教育組織の地域差、人的環境の変化等、いろいろな問題点の派生が予想されます。きめ細かな情報把握により配慮していただきたい。教員も含め、行政の改革、見直しが住民への不安感を助長しないように要望します。	
88	教育	・ 次の世代の人を育てる教育においては、農・漁村及び山村部に将来を見据えた新たな投資を行うべき時代に来ており、縮小のため統合等の施策は私達都市生活者の望むところではありません。	
89	教育	・ 財政力のある市町村は指導主事を自費で置くことが可能であると思いますが、小さな財力しかない市町村は、それができず、教育事務所に頼る所は大きいと思います。財源を減らすための人減らしばかりではなく、もっと教育への予算化を図って欲しい。その為にも過疎地に対する手厚い配慮(先生、指導主事等の配置)をお願いいたします。	
90	教育	・ 教育事務所の「設楽駐在」の設置に関して、支所等に出向く時間がかかることから、これまでどおり庶務関係部署を設置していただきたい。また、北設楽郡3町村は財政規模が小さく、指導主事を置く余裕がないことから、これまでの教育効果を継続させるために、指導主査1名、管理主事1名、指導主事3名の配置をお願いしたい。	
91	教育	・ 新城設楽地域の振興を進めていくことは大変ありがたい方針ですが、合成改革の名の下で見直しのしわ寄せが人口が少なく自律力の少ない新城設楽地域に来た感じがしました。地域の宝、次代の担い手である子ども達を育てる教育に対して地域の実情をよく見られて、どこに住んでいても県民として愛知県の教育を同じように受けられますように組織見直しをお願いいたします。	

92	教育	<p>・ 教育事務所の設楽支所管内には、町村教育委員会が3つあるが、どの教育委員会にも指導主事が配置されていない。町村教育委員会では、指導主事を置く際に県が半額を負担してくれることを承知しているが、半額さえも出せない状況であることから、現行の7名は確保していただきたい。さもなくば、町村教育委員会に全額負担の指導主事を2名ずつ置いて欲しい。また、新城市に置かれる支所内に北設楽郡の枠(2~3名)を作って欲しい。</p>	<p>・ 山間地域支援のために必要な機能については、維持してまいります。</p>
93	教育	<p>・ 教育事務所の統廃合について、公文書等の配布・収集について、教育事務所と支所、出張所間だけではなく市役所、町村役場、市町村教育委員会、各小中学校等を含めた方法を検討していただきたい。学校の授業改善に指導主事の指導・助言が必要である。広域になるとそうした対応に不便をきたすと思われるので検討していただきたい。</p>	
94	教育	<p>・ 豊田加茂教育事務所と西三河教育事務所の統合について、新しい教育事務所の管轄地域が広域すぎること及び管轄する学校数(308校)が多すぎることから、県民事務所と同様に豊田加茂地域に西三河教育事務所管理課の分課または総務給与グループを設置していただきたい。</p>	<p>・ 市町村合併の進展により市町村の数が減少したことを踏まえ、業務の効率性等を総合的に検討した見直しであり、円滑な業務遂行が可能となるよう工夫できる部分については工夫してまいります。</p>
95	教育	<p>・ 地域の実態を県に伝える人の確保をしていただきたいと思います。書類の提出が今より大変になるのかなという心配があります。</p>	
96	教育	<p>・ 文部科学省は30年ぶりに学習指導要領の改定を検討しているが、この改定を成功させるためには、教育事務所の規模縮小を図るのではなく、教育指導主事の手厚い配置と教育事務所の充実に重点を置かれることを強く希望する。</p>	
97	農業普及指導センター	<p>・ 農林水産事務所に置かれている農業普及指導センターについて、11か所に見直されるようだが、農業は食糧生産を行う重要な産業であり、環境保護の観点からも今後期待される重要な機関だと思うので、出来るだけ残した方が良いのではないかと。特に西三河は農業が盛んなので、2か所置いておいた方が良い。</p>	<p>・ 専門職員の集約化による機能強化のために統合を行います。必要な地域には駐在室を配置するなど、必要な機能は維持いたします。</p>
98	農業普及指導センター	<p>・ 農業普及指導センターは、本当に3箇所も統合する必要があるのだろうか。農家の高齢化や後継者不足、自給率の低さに鑑み、本来ならばきめ細かいサービスが必要な機関ではないかと思う。現状に余裕があって人材が余剰気味だから減らすということではなく、先述のような問題点を解決するような施策が先決ではないかと思う。専門職員の集中化=普及指導体制の強化に繋がるかどうかも疑わしい。結論としては、中央集約によって県民サービスまでもが「効率化」されてしまわないように、一人でも多くの県民意見を吸い上げ熟慮いただきたい。</p>	<p>・ 今回の見直しにおいては、県民サービスや業務の効率性の観点から現地に必要な機能は維持しつつ、集約化や広域化が可能なものについては積極的に集約化・広域化することにより効率化を図ることを基本としており、必要な機能につきましては現地に残すこととしております。また、農業普及指導センターにつきましては、専門職員の集約化による機能強化のために統合を行います。必要な地域には駐在室を配置するなど、必要な機能は維持いたします。</p>
99	環境	<p>・ 改編後の各地の県事務所、センター等には、産業廃棄物対策課を必ず設置して、10年くらいのスパンで集中的に産廃関係の解決に当たる体制をとってください。これまでどおりの人員では、産廃問題はこれまでと同じような問題が繰り返され、少ない人員で過重な負担となり、できることも限られるかと思えます。</p>	<p>・ 今回の見直しにおいては、県民サービスや業務の効率性の観点から現地に必要な機能は維持しつつ、集約化や広域化が可能なものについては積極的に集約化・広域化することにより効率化を図ることを基本としており、必要な機能につきましては現地に残すこととしております。課の設置につきましては、業務量や業務内容等をもとにその必要性を判断いたしております。</p>
100	その他	<p>・ 必要な場合は増やし、そうでない場合は見直して、その都度変えていくことは本当に良いことだと思う。見直し後の案も、決定しても、何か不都合なこと、必要な機関があったら、前向きに対応してもらえよう期待します。</p>	<p>・ 状況の変化や県民の皆様のニーズに的確に対応できるよう、今後も適宜見直しを行ってまいります。</p>

101	その他	・ 出先機関を統合するのは良いが、土日が休みだと一般の人間は困る。	
102	その他	・ 見直しの結果、今まで身近に利用できた窓口などが遠方になってしまい、利用するお年寄りなどが行くことに負担が生じるようになることも考えられる。いつでもどこでも誰でもコンビニ感覚で利用できる窓口が求められる。営業時間も9～17時のお役所タイムではなく、生活様式が多様化し、女性でもフルタイムで働ける社会であるならば、仕事の帰りにも対応してもらえる窓口も求められる。	・ 県民相談や旅券交付など、これまでも県民の皆様のニーズを踏まえて休日のサービスの提供に努めておりますが、今後もさらなるサービスの向上を検討してまいりたいと考えます。
103	その他	・ 県民サービスと安心・安全について、希望としては、土曜、日曜、祭日、夜間についても、全部でなくてもよいから開いて欲しいと思います。また、事故とか災害についても、速やかに対応ができて欲しい。	
104	その他	・ 市町村でも広域化はこれからの課題として取組んでいくことという認識があるようだが、県と市町村の仕事の線引きが難しくなっているのか、効率化を進めると同時に、より一層市町村との連携が重要となってくるのではないかと。見直し後の組織で、これらのことに十分に対応できるのか。	・ 市町村は住民の皆様に最も身近な分野を、県はより広域性・専門性の高い分野を担うという役割分担があり、地方機関の見直しにおいても、この考え方を踏まえたものとなっております。なお、引き続き市町村との連携確保にも努めてまいります。
105	その他	・ 産業技術研究所の科学教室に参加したが、地方機関の施設を年数回で十分なので一部オープンにし、多くの県民に業務を紹介することで県の仕事が県民に理解してもらおう助になるのではないかとと思う。	
106	その他	・ 行政の方は一般の人たちとかけ離れてしまいがちになるので、一般公開やイベント等を通して県民とふれあうことが大切である。	・ 引き続き、県行政に対するご理解を深めていただけるよう、努力してまいります。
107	その他	・ 行政の市民参加を促す思い切った施策が重要。保健所、福祉事務所、教育事務所等に一定の要件を備えた市民を加えた行政を検討してはどうか。市民の自主責任、自主行動に切り替えが必要。	・ 行政だけでなく、地域全体で公共サービスを提供する「協働」という考え方は、今後の行政運営のキーワードの一つであり、これまでも可能なものについては取り組んできておりますが、引き続き地方機関におけるあり方についても検討してまいります。
108	その他	・ トヨタ自動車は多大な貢献企業とはいえ危険物製造者であることから、きちんとものが言えるような機構に改革されることを期待します。	・ 県の責務を果たすために必要な機能については整備しております。
109	その他	・ 市町村合併で、地方機関を配置する際のくくりも大きくなっていると思うが、教育・福祉関係はさらに柔軟な対応ができるよう、多くの事務所を配置するのが望ましい。また、それらを統括する主要機関の充実を図ることが、今後求められると考える。	・ 今回の見直しにおいては、合理化が図られる部分については積極的に合理化を図りつつ、強化すべきところは強化する、メリハリのある見直しを行っております。
110	その他	・ 地方機関を見直したことにより、経費削減につながるのか疑問。仮に経費削減に繋がった場合、浮いたお金を別目的で使用されないか心配。見直しによりこれまで以上に市町村の負担は増えないのか。	・ 地方機関の見直しは、人員や経費削減のためだけに言うものではないと考えておりますが、素案どおりの見直しを実現すれば、おおむね100人程度の人員削減、金額に換算して約10億円の削減が可能であると見込んでおります。なお、削減した経費の無駄な目的への使用や、市町村の負担が増えることはありません。
111	その他	・ 県民事務所などには公共交通機関で行けるようにして欲しいです。車社会になりつつあるので仕方ないかも知れませんが、地球温暖化を考えると公共交通機関で是非行けるようにして欲しい。	・ 県民事務所等につきましては公共交通機関の駅から徒歩5分以内の場所に設置し、県民の皆様の利便性に配慮しております。

112	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁への業務集約化もITの活用で大きな効果があると思うが、足を運ぶ際は近くの市町村役場でも用が足せるようになることを期待しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の見直しにおいては、県民サービスの維持・向上を最優先としており、必要な窓口業務につきましては現地に存置しております。引き続き、市町村との連携も含め、さらなるサービスの向上に努めてまいります。</li> </ul>
113	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見直しによる人員削減効果・額を示して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方機関の見直しは、人員や経費削減のためだけに行うものではないと考えておりますが、素案どおりの見直しを実現すれば、おおむね100人程度の人員削減、金額に換算して約10億円の削減が可能であると見込んでおります。</li> </ul>
114	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村関係業務が本庁に集約化されるが、地方分権が進展しても、依然として、県の市町村行財政に係る総合窓口としての機能は必要不可欠なものであり、本庁組織においてきちんと対応できるよう設計されるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁総務部市町村課の体制を強化し、しっかり対応してまいります。</li> </ul>
115	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務や経理といった事務を集約すると伺いましたが、情報公開の請求や開示は、できるだけ住民に近いところ(改編後の各事務所、各センター等)でやりとりが簡単にできるような体制を取ってください。少なくとも現状よりは不便になるようなことがないようお願いいたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の皆様の利便性は確保してまいります。</li> </ul>